2027年度　京都橘中学校・高等学校　英語科常勤講師　募集要項

【求　人　先】　学校法人京都橘学園

代　表　者　理事長　片山　傳生

所　在　地　〒607-8175　京都市山科区大宅山田町34　　TEL 075-571-1111

書類提出先　京都橘中学校・高等学校　事務部

〒612-8026 京都市伏見区桃山町伊賀50　　TEL 075-623-0066

設置学校　京都橘大学（京都市山科区大宅山田町34）

ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　https://www.tachibana-u.ac.jp

京都橘高等学校（京都市伏見区桃山町伊賀50）

京都橘中学校　（京都市伏見区桃山町伊賀50）

ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　https://www.tachibana-hs.jp

たちばな大路こども園（滋賀県草津市大路2-1-55）

ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　https://www.tachibana-u.ac.jp/about/corporation/kodomoen/

人事責任者　法人事務局長　藤井 元

【募集条件】

(1) 募集職種　中学校・高等学校　常勤講師

(2) 募集教科　英語科（高校および中学を担当）

(3) 募集人員　１名

(4) 契約期間　2027年4月1日から2028年3月31日までの１年間
双方が合意のうえ、最長４回の契約更新が可能

(5) 応募資格　① 2027年4月1日現在で中学校および高等学校「外国語（英語）」の教員免許状取得者または取得見込者
② クラブ指導ができる者が望ましい

(6) 応募方法　① webでエントリー登録
② エントリー後、提出書類を郵送またはメール送信
※提出書類が届かなかった場合は、エントリーが無効になります。
「2027年度 京都橘中学校・高等学校 英語科（常勤講師）採用試験エントリーフォーム」
URL：https://forms.cloud.microsoft/r/NKw89m28Yp

(7) 提出書類　以下書類を郵送またはPDF等で添付のうえメール送信（jinji@tachibana-hs.jp）
郵送の場合：封筒の表に『応募書類在中（英語科常勤講師）』と朱書き
メール送信の場合：件名に『英語科常勤講師の応募（氏名）』と入力
① 履歴書（Ａ４判で作成し、最近３か月以内の写真貼付のこと）
＊日付は西暦で記入のこと。　＊クラブ指導歴を記入のこと。
＊職歴には職種まで記入のこと。（例：〇〇高等学校　常勤講師）
＊応募書類の記載内容または採用選考における申告内容に、重要な経歴の詐称その他採用の判断に重大な影響を及ぼす虚偽の事実が判明した場合は、採用内定を取り消すことがあります。
② 教員免許状の写し（更新済みの場合は更新が確認できる証明書添付）または教員免許状取得見込み証明書
③ 自己ＰＲ文（800字以内）

※ 応募書類は教員採用選考のみに使用し、それ以外の目的では一切使用しません。また、試験終了後速やかに処分し、返却はいたしません。

※ 第１次選考を合格された方は、第２次選考当日に『卒業または修了（見込み）証明書（大学院進学者は学部・大学院とも必要））』の提出が必要です。

(8) 応 募 締 切　2027年1月5日(火)16時55分　エントリーフォーム送信・書類またはメール必着
(9) 採用選考試験会場　京都橘中学校・高等学校
(10) 採用選考試験　① 第１次選考　　書類選考
② 第２次選考　　2027年2月1日(月)模擬授業・面接（夕方予定）
＊模擬授業・面接の時間は第１次選考の結果通知に記載します。
(11) 選 考 結 果　① 第１次選考結果
合否に関わらず2027年1月8日(金)メールにて結果通知予定
② 第２次選考結果
採否に関わらず2027年2月9日(火)通知書発送またはメール連絡にて結果通知予定

【待　遇】　参考：2026年4月1日実績
(1) 給与　本俸（月額）　215,000円（22歳）　299,000円～323,000円（30歳以上）
住宅手当　世帯主　18,000円　非世帯主　9,000円
扶養手当　配偶者　20,000円　その他　14,500円
教職調整手当　本俸の9%支給
通勤手当　規程により支給
(2) 賞与　年間5.9か月
(3) 退職手当　無し
(4) 社会保険等　私学共済、雇用保険、労災保険
(5) 契約期間　１年度毎の契約更新　双方が合意のうえ最長４回の契約更新可能
※更新年齢の上限は満60歳に達する日の属する年度末

【勤務条件等】
(1) 勤 務 地　京都橘中学校・高等学校
(2) 勤 務 時 間　平日　8:25～17:25、土曜日　8:25～13:25を原則とし、１年単位での変形労働時間制をとっています。(2026年度実績)
(3) 休　　日　日曜日、祝祭日、その他学園が定める日
(4) 有 給 休 暇　年間21日（4月採用の場合）
(5) 寮　無し

【特記事項】
・本業務へ従事するに当たっては、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。
※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

【お問合せ、書類送付先】　〒612-8026
京都市伏見区桃山町伊賀50
京都橘中学校・高等学校　　担当：事務長　上原　友之介
TEL　075-623-0066
E-MAIL　jinji@tachibana-hs.jp

別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）（抄）　【法令リンク】　令和８年12月現在

（定義）

第二条（略）

７　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三　児童福祉法第六十条第一項の罪

四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

８　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附　則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条　第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一　刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二　刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

２　第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条　第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第２条第７項第６号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和７年政令第440号）第２条及び附則第２項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。